東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

平成29年3月

仙台市

復興五年記録誌発刊に寄せて

東日本大震災の発生から6年が経過いたしました。

本市は平成 23 年 11 月に震災復興計画を定め、津波被災した東部地域からの集団移転や内陸丘陵部の被災宅地の復旧、復興公営住宅の整備など、住まいの再建に関する事業を最優先に取り組んでまいりました。被災された皆さまの並々ならぬご努力、国内外からの温かいご支援等により、既に多くの方が新しい我が家での暮らしをスタートさせています。また、震災の教訓を踏まえた避難所運営の見直し、帰宅困難者対策、かさ上げ道路や津波避難施設の整備など、ソフト、ハード両面からの防災・減災対策を進めてまいりました。この間の取り組みは、平成 27 年 3 月に本市で開催された第 3 回国連防災世界会議をはじめ、機会を捉えて発信してきたところです。そのほか、経済や農業の復興、震災の記憶や経験を伝えるメモリアル事業など各般の復興事業に取り組み、平成 28 年 3 月末に復興計画期間の終了という一つの節目を迎えました。

このたび改めて発災から復興計画終了までの5年間の活動を振り返り、その経過と経験を取りまとめ、今後の災害対応にも役立てていただこうと「東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌」を発刊することといたしました。復興の取り組みと合わせて、周期的に発生してきた宮城県沖地震への震災前からの備えと、そこから得た教訓、以後の対応についても掲載しております。また、本市復興の原動力となった市民、地域団体、NPOなど多様な主体の各分野での活動事例も紹介しました。発災から1年の対応を取りまとめた平成25年3月発行の「東日本大震災 仙台市 震災記録誌」と合わせてご活用いただければ幸いです。

本市はこれからも、再建先でのコミュニティの活性化、東部地域の集団移転跡地利活用など継続する復興事業に取り組みながら、国連防災世界会議の成果文書である「仙台防災枠組」の採択都市として、また、東日本大震災を経験した大都市として、国内外の防災・減災に貢献するべく、発信を続けてまいります。

最後に、本誌の発刊にあたりまして、資料のご提供をはじめ、ご協力をいただきました 皆さまに心より感謝申し上げます。また、「震災記録誌」に続き、本誌作成・出版にあたり 多大なご支援をいただいた富士通株式会社様並びに株式会社富士通総研様に心より感謝の 意を表します。

平成 29 年 3 月

仙台市長 奥山 恵美子



若林区藤田の集落に迫る巨大津波



荒浜小学校の屋上に避難した児童、教職員、地域住民

津波にのまれる南蒲生浄化センター



若林区三本塚付近



がれきに覆われた宮城野区中野の住宅街



がれきが散乱する荒浜地区の水田



震災前の海岸公園冒険広場



津波に襲われるガス局港工場



発災翌日、中野小学校の屋上で助けを待つ児童、教職員、地域住民



津波の勢いで荒浜小学校1階教室に押し込められた車



震災後の海岸公園冒険広場



郊外丘陵部の宅地被害 (青葉区西花苑)



太白区青山二丁目の宅地被害



地震により損壊したビル(若林区卸町)



太白区向山で発生した家屋倒壊被害



宮城野区岩切で発生した道路被害

避難所・帰宅困難・復旧支援



長町小学校の避難所



天皇皇后両陛下の避難所ご訪問(平成23年4月)



自衛隊による避難所での炊き出し



倒壊家屋での検索救助活動



発災当日、帰宅困難者であふれるJR仙台駅前のバス停



天皇皇后両陛下の避難所ご訪問(平成23年4月)



自衛隊による新港コンビナート地区の道路整備



災害救助犬による捜索救助活動



海岸を捜索する自衛隊



ボランティアによる津波被災家屋の片づけ

暮らしと住まいの再建支援



あすと長町仮設住宅(平成23年5月)



天皇皇后両陛下の仮設住宅ご訪問(平成24年5月)



荒井土地区画整理事業小学校用地仮設住宅(平成23年5月)



仮設住宅での団らん



借上げ民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)入居者を対象に市民センターで実施された巡回相談(平成23年12月)



支援団体による仮設住宅戸別訪問



仮設住宅での出張店舗(平成23年11月)



保健師による健康支援(平成24年6月)



支援団体による調理教室(平成24年8月)

住まいの再建(防災集団移転)



集団移転先宅地造成にあたっての地盤調査 (平成24年9月)



集団移転先(七郷地区)の宅地造成(平成26年12月)



集団移転先のまちづくり意見交換会(平成25年11月) 集団移転先の町内会設立の話し合い(平成27年7月)





宅地造成が完了した集団移転先(南福室地区)(平成27年3月)



集団移転先宅地の引渡し式(平成27年3月)



集団移転先(六郷地区)(平成28年1月)

住まいの再建(宅地復旧)



太白区青山二丁目地区の被災宅地復旧工事(平成26年2月)



地すべり被害のあった南光台六丁目地区(復旧前)(平成25年2月)



地すべり被害のあった南光台六丁目地区(復旧後)(平成26年8月)



仮設の土留め工事(中山一丁目)(平成27年1月)



地すべり被害のあった青葉区折立五丁目地区(復旧前)(平成23年4月)



地すべり被害のあった青葉区折立五丁目地区(復旧後)(平成27年3月)



青葉区折立五丁目地区の復旧工事完了報告会(平成 27 年 3 月)

住まいの再建(復興公営住宅)



建設が進む荒井東復興公営住宅(平成25年6月)



完成・入居後の荒井東復興公営住宅(平成26年10月)



復興公営住宅での交流行事(平成26年7月)



宮城学院中高生によるハンドベル演奏会(平成26年12月)



復興公営住宅での七夕飾り作り(平成27年7月)



-------常磐木学園高校生による入居者歓迎パーティー(平成 27 年 6 月)

新たなまちづくり



仙台・宮城デスティネーションキャンペーンをPR (平成 24 年 6 月)



「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」オープニングセレモニー(平成 25年4月)



仙台七夕まつり(平成26年8月)



平成 27 年 12 月6日に開業した地下鉄東西線



東北復興祭りパレード in ミラノ万博で披露された仙台すずめ踊り(平成27年7月)

経済の復興



平成24年5月に東北ろっけんパークがオープン



幕張メッセでの SENDAI パビリオン in 中小企業総合展(平成 23 年 11 月)



中小企業活性化シンポジウム (平成 26 年 10 月)



平成 26 年 1 月にオープンした起業支援センター"アシ☆スタ"での相談



東北の中小企業等の販売開拓を支援する地域産品発掘フェア (平成 26 年 10 月)



仙台あおばスイーツ 2013 EARLY SUMMER MARKET (平成 24 年 5 月)



復興特区制度を活用し仙台うみの杜水族館が平成27年7月にオープン(提供: 仙台うみの杜水族館)



ほ場整備により大区画化された井土地区(平成26年8月)



平成24年5月から再開された営農



6次産業化を実践する農家レストラン「おにぎり茶屋ちかちゃん」(平成 25 年 7月)



被災を乗り越えた水田での実り(平成26年10月)



第3回国連防災世界会議に出席したマルグリット・オランダ王国王女が農家レストラン「ちょっこら」を訪問(平成27年3月)

防災への取り組み



総合防災訓練での避難所運営訓練



ー 仙台駅西口での帰宅困難者対応訓練



夜間発災を想定した避難所運営訓練



車いすで津波避難タワーへ避難



総合防災訓練での炊き出し訓練



帰宅困難者対応訓練における備蓄物資の配布訓練



岡田小学校屋上への津波避難訓練



仙台市地域防災リーダー(SBL)養成講習会(倒壊家屋からの救助訓練)



3.11 を語る女性の集い(平成23年7月)



外国人住民も参加しての防災訓練



食料や発電機が備蓄されている防災備蓄倉庫



仙台市地域防災リーダー(SBL)養成講習会(災害図上訓練)



日本女性会議 2012 仙台で語られた被災女性たちの経験(平成 24年 10月)



外国人のための防災教室



市内 194 カ所の指定避難所等の屋上に太陽光発電設備を設置

多重防御・みどりの復興



再整備を行った海岸堤防



海岸防災林の再生(平成26年10月)



工事の進む海岸公園避難の丘 (井土地区冒険広場) (平成28年3月)



中野五丁目津波避難タワー(平成27年2月)



整備が進むかさ上げ道路(平成28年2月)



仙台東部道路津波避難階段での津波避難訓練



ふるさとの杜再生プロジェクトによる市民植樹(平成28年3月)

ライフライン・エネルギー



平成28年3月に復旧工事が完了した南蒲生浄化センター



仙台・新潟間のガスパイプライン(提供:石油資源開発(株))



緊急時に備え小学校に設置された給水栓



仙台国際センターの窓に貼られたフィルムタイプの 有機薄膜太陽電池



複数のエネルギーを組み合わせて効率よく供給する エネルギーセンター (田子西復興公営住宅)



南蒲生浄化センター内に設置された藻類バイオマス 技術開発実験室

文化・芸術・スポーツ



みやぎの「花は咲く」合唱団の練習風景(平成 27 年 12 月) (撮影: (公財) 音楽の力による復興センター・東北)



仙台市震災復興のための芸術家派遣事業による保育所訪問(平成23年10月)



仙台ジュニアオーケストラとウィーン・オペラ舞踏会管弦楽団との共演(平成 27年1月)(提供:(公財)イオンワンパーセントクラブ)



第3回国連防災世界会議直前イベント「ひとのちから〜祈りを奏でる、祈りを おどる〜」(平成27年2月)



震災により崩れた仙台城跡石垣(平成23年4月)



復旧した仙台城跡石垣(平成27年1月)



復興支援により博物館で開催された「若冲が来てくれましたープライスコレクション 江戸絵画の美と生命- 」展(平成25年3月)



博物館で実施された国立公文書館による被災公文書等の修復支援(平成 24 年 2 月)



東北楽天ゴールデンイーグルス優勝パレード(平成 25 年 11 月)



2012 シーズン J1 リーグ 2 位のベガルタ仙台



ロンドン五輪・パラリンピック選手と市内パレード(平成 24 年 12 月)



福原愛選手の東六郷小学校訪問(平成24年9月)



羽生結弦選手の「金メダルおめでとう」パレード(平成26年4月)

教育



校舎屋上での防災教育(平成25年4月)



小学生の避難訓練(平成25年4月)



各小中学校代表による故郷復興サミット(平成25年7月)



故郷復興サミットでのアイデアから「復興ソング」が完成(平成25年7月)





カタール国の支援でオープンした仙台子ども体験プラザ-Elem(エリム)



国連防災世界会議ジュニアカンファレンス(平成 26 年 12 月)



第3回国連防災世界会議参加者へプレゼントするタンブラー作り(平成27年1月)



津波で被災した蒲生地区を訪れる小学生



小学生による未来のまちの模型製作



地域の方々と避難所運営を考える中学生



東六郷小学校体育館等のお別れ式で記念の花壇づくり(平成 27 年 10 月)



中野小学校校舎お別れ会(平成25年4月)



平成28年度をもって閉校予定の東六郷 小学校(写真は震災前)



荒浜小学校閉校記念碑除幕式(平成28年3月)



平成28年3月に閉校した中野小学校(写真は震災前)



遺構保存が決定した荒浜小学校

追悼式・震災の記憶の伝承



東日本大震災仙台市慰霊祭(平成23年7月11日)



東日本大震災仙台市追悼式(毎年3月11日。写真は平成25年3月)



メッセージの書かれたキャンドル



3がつ 11 にちをわすれないためにセンター



平成28年2月に全館オープンしたせんだい3.11メモリアル交流館

第3回国連防災世界会議・仙台防災未来フォーラム 2016



国連防災世界会議フラッグレイジングセレモニー(平成27年3月)



JR 仙台駅での語学ボランティアによる案内(平成27年3月)



国連防災世界会議東北防災・復興パビリオン(平成27年3月)



仙台防災未来フォーラムパネルディスカッション(平成28年3月)



国連防災世界会議開会式(平成27年3月)



国連防災世界会議パブリック・フォーラム(平成27年3月)



国連防災世界会議スタディツアーで荒浜小学校を視察(平成27年3月)



仙台防災未来フォーラムグループワーク(平成28年3月)

国内外からの支援



大学生や市民によるチャリティイベントを実施(リバサイド市)(平成23年3月)



仙台七夕まつりで飾られた復興を願う短冊と折り鶴(レンヌ市)(平成23年8月)



仮設住宅において阿波おどりを披露(徳島市)(平成23年8月)



仙台市内9カ所の仮設住宅に寄贈された箱庭(大分市)(平成24年5月)



遊具が寄贈された七北田公園「キートス広場」(フィンランド)(平成25年7月)



仙台ジュニアオーケストラへのヴィオラ寄贈式(イタリア国立クレモナ弦楽器 製作学校)(平成 26 年 3 月)



- 平成 23 年 10 月に支援により福田町南一丁目公園仮設住宅に設けられた「みんなの家」(熊本県) (平成 26 年撮影:伊藤トオル)



他都市からの派遣職員の帰任辞令交付式(平成26年3月)

巻頭企画

仙台の気づき

巻頭企画

1

仙台の気づき

震災前の状況、震災で起きたこと、教訓とその後の対応

アイコンの説明



震災前の状況



震災で起きたこと



教訓・対応



年表

発災からの取り組みを施策や事業ごとに時系列に掲載

3

地図

仙台市の被害状況と復旧・復興状況、東部地域の復旧・復興関係事業

1 仙台の気づき

仙台市では、昭和53年に発生した宮城県沖地震をきっかけに、次の大規模災害を想定して、さまざまな備えを 進めていた。

今回の震災では、それら事前の対策が一定の効果を上げた一方で、新たな課題も明らかになった。 以下は、仙台市が震災を通して得た経験と知見、対応等を、「仙台の気づき」としてまとめたものである。

1 津波防災

▶第6・11・12章



●海岸部には堤防や防災林があったほか、津波情報伝達 システムをはじめ、一定の備えはしていたが、平野部 まで浸水するような大津波の想定はしていなかった。



- ●本市東部沿岸部に巨大津波が襲来し、広大な地域で津 波による人的・物的被害が発生した。
- ●学校校舎の屋上や、盛土構造の仙台東部道路に避難 した住民は難を逃れた。



- ●巨大な津波に対し構造物による防御は限界がある。
- ●「完全な防災」ではなく、被災しても被害を最小限に 留める「減災」の視点の重要性を認識した。
- ▶①多重防御(海岸堤防・河川堤防、海岸防災林、かさ上げ道路)、②津波避難施設(避難タワー、避難道路など)、③移転(防災集団移転)、を組み合わせた総合的な津波対策を実施。
- ▶さまざまな防災施設の整備を行ってもなお津波による被害の危険性が高い地区を、災害危険区域に指定し、住宅の新築や増築を禁止するとともに、そこに住まいを持っていた方の防災集団移転を実施した。
- ▶「命を守る」ことを最優先とした地域防災力の向上(津波避難訓練の実施など)。



2 宅地被害 ▶第7章



- ●昭和 30 年代から 50 年代にかけ、仙台駅からおおむね 10km 圏内で多くの住宅地が造成された。
- ●昭和53年の宮城県沖地震では、緑ケ丘地区の一部で 防災集団移転が実施された地区があった。



●仙台駅からおおむね5km圏内で、昭和30年代から40年代にかけて造成された住宅団地を中心に、盛土内のすべりや法面崩壊、宅地擁壁の崩壊等、広範囲にわたり甚大な被害(5.728宅地)が発生した。





- ●宅地被害は、原則として所有者などが自ら復旧するものとされているが、東日本大震災のように広範囲にわたる甚大な被害を受けた場合は、個人による復旧は困難を極めることから、公的支援が必要となる。
- ●宅地復旧においては、擁壁の復旧のみならず、宅地耐震化等の観点から、盛土地の地すべりを防止するなど、再度災害の防止を図る必要がある。
- ●所有する宅地や建物の安全を考える上で、土地の性状や造成履歴を知ることが重要である。
- ▶国支援制度の新設等により、169 地区で公共事業による被災宅地の復旧が行われたほか、公共事業の対象外となった宅地には、仙台市独自支援を創設して復旧を図った。
- ▶宅地や建物の安全を考える際の参考資料として、宅地造成履歴等情報マップを作成・公表した。
- ▶現地再建が困難な地区を災害危険区域に指定し、防災集団移転を実施した。

3 がれき **▶**第 1 章



●次の宮城県沖地震などの大規模災害に備え、「震災廃棄物等対策実施要領」を作成し、震災廃棄物の 分別区分、処理体制、発生量の推計方法、仮置場の候補地等を定めていた。



- ●市の約7年分のごみに当たる272万tのがれき等が発生した。
- ●事前に定めていた具体的な対応方法等に基づき、発災から1カ月以内の初動期において、がれき等の処理の方針決定や庁内の役割の整理、地元関係業界との連携、職員の確保など、的確に対応できたことにより、迅速に処理が進み、平成25年12月に完了した。
- ●被害規模や津波などにより、がれき等の排出量、性状、処理方法等、想定外の課題が多く、特に、津 波被災地区における対応や津波堆積物の処理などについては手探りで進めざるを得なかった。



- ●事前の備えとしての処理計画作成は、がれき等の収集・処理の早期着手にとって有効である。
- ▶平成25年5月に、津波被害の想定や、初動・初期及び中・過渡期における対応などを盛り込んだ実施要領の改定を行った。また、今回の取り組みの記録化など職員へのノウハウの継承を行うとともに、関係業界との定期的な情報交換など連携を強化した。







▶第11章

■避難所運営



- ●市内全域での避難所開設を想定しておらず、区役所職 員のみによる避難所運営を計画していた。
- ●行政職員向けマニュアルの周知が不足していた。
- ●多くの地域で自主防災組織が結成され、避難所運営を 想定した防災訓練等も行われていた。



- ●避難所数、避難者数とも膨大な数に上り、行政対応に は限界があった。
- ●行政、施設管理者、地域、避難者の役割分担があいま いだった。
- ●区役所以外の職員も避難所運営にあたったが、知識が 乏しく適切な対応ができなかった。
- ●既存の避難所マニュアルは行政側のマニュアルで、地域、施設管理者、行政が共有する共通のマニュ アルがなかった。
- ●備蓄の不足や停電対応、防災行政用無線の通信が集中してつながらないなどの課題も生じた。



- ●災害が大きければ大きいほど、自助・共助の取り組みが重要である。
- ●避難所運営の役割を整理し明確化する必要がある。
- ●避難所の運営に地域の実情を反映する必要がある。
- ●備蓄物資の数量・品目の見直しを行う必要がある。
- ▶地域全体と避難者、市、施設の協働による避難所運営を目指す。
- ▶地域の実情に応じた「地域版避難所運営マニュアル」を作成する。
- ▶避難所担当課を設置し、顔の見える関係作りを進めて避難所運営が円滑に行えるようにする。
- ▶女性の視点に配慮した物資やアレルギー対応食の備蓄、太陽光発電システムの設置等を実施する。

■避難所の建物被害状況調査



●地域防災計画上では、発災後、避難所となる施設の施設管理者 (学校長) が、避難所を開設するにあたり、 施設の安全確認を行った上で避難者を受入れることになっていた。



- ●建築等の安全性について専門的知見のない担当者が、避難所開設の可否を判断することになった。
- ●建築職の職員等で構成される専門チームが翌日の3月 12 日から3日間で市内に開設されている避難所 の安全確認を実施した。



- ●広域災害の場合は、全箇所を専門チームが発災当日に回ることはできないため、避難所開設者の判断 ツールが必要である。
- ▶施設管理者が容易に理解、使用できる安全確認チェックシートを作成。
- ▶ (一社) 宮城県建築士事務所協会、(公社) 日本建築家協会東北支部宮城地域会、(一社) 宮城県建築 士会仙台支部、(一社) 仙台建設業協会の4団体と協定を締結し、震度6弱以上の地震発生で、仙台 市からの要請があったものとみなし、協定に基づく支援が開始される仕組みとした。



5 災害時要援護者支援

▶第11章



- ●福祉避難所の協定を52施設と締結していた。
- ●災害時要援護者避難支援プランの策定に取り組んでいた。



- ●障害者や高齢者が避難所にいられず自宅に戻ることがあった。
- ●福祉避難所は 40 施設を開設(震災前より協定を締結していた 52 施設のうち 26 施設が開設し、14 施設は発災後の緊急要請により開設)。





- ●支援が必要な障害者や高齢者などを地域で支える仕組 みが必要。
- ●福祉避難所の開設や運営について、事前に具体的な手順等を定めておく必要がある。
- ▶避難所運営マニュアルに災害時要援護者への対応を明記した。
- ▶災害時要援護者避難支援プランを策定した。
- ▶障害者の自助の取り組み「ヘルプカード」を作成。
- ▶福祉避難所協定締結数の拡充、機能を強化。

6 女性の視点

▶第11・17章



●阪神・淡路大震災では、災害と女性、男女共同参画と 防災の視点の重要性が提起されたが、国の防災基本計 画で「女性の参画、男女双方の視点」が明記されたの は10年後の2005年からであった。本市地域防災計画 には、女性の視点が明記されていなかった。



- ●避難所運営において、男女別の着替えスペースがない、 女性が意見を言いにくいなど、女性の視点が反映されていなかった。
- ●避難所運営の意思決定への女性の参画がなされたところは限定的であった。





- ●多くの人にとって過ごしやすい避難所運営のためには、意思決定過程への女性の参画や女性リーダー の存在により、女性の視点や災害弱者への配慮、性別等によるニーズの違いに関する意見を取り入れ ることが必要である。
- ▶地域防災計画や避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるなどの見直しを実施。
- ▶女性の防災リーダーの育成・防災会議における女性委員割合の増加を進める。
- ▶着替えや授乳に使えるテント式プライベートルームや衛生用品等の備蓄を拡充した。







▶第11章



- ●多言語防災ビデオやパンフレット、FM ラジオ放送等を活用し、 防災訓練や外国人住民に対する生活オリエンテーション等の場 で防災啓発を行っていた。
- ●災害発生時に備え、多言語情報の発信等で外国人住民を支援す る災害時多言語ボランティアの募集や、災害多言語支援センター の設置訓練等を行っていた。
- ●災害時多言語表示シートをすべての指定避難所に設置していた。





- ●災害多言語支援センターを設置し、多言語での情報発信や避難所巡回等を実施した。
- ●避難所でルール・マナーを守らない外国人がいるという声があった(ごみ・騒音等)。
- ●災害時多言語表示シートの存在を知らず活用していない避難所や、外国人避難者の存在に気付かない 避難所があった。
- ●外国人が避難所運営の担い手として活動することは少なかった。



- ●外国人住民へのさらなる防災啓発が必要。
- ●日本人も、地域の外国人住民や災害時の対応について理解を深める必要がある。
- ▶多言語防災ビデオ、災害時多言語表示シート、防災パンフレット等の改訂。
- ▶外国人が集住する地域で自主運営する地区避難施設「がんばる避難施設」の整備検討。
- ▶避難所担当職員研修会での災害時多言語表示シートの周知。
- ▶外国人と日本人がともに防災を考えるための「多文化防災ワークショップ教材」の作成・配布。
- ▶防災訓練実施にあたっての、大学や地域との連携強化。

8 帰宅困難者

▶第11章



●発災当時の地域防災計画では、交通がまひした際に旅行者や通 勤・通学者が大量に帰宅困難となることが想定されていたもの の、こうした帰宅困難者に対する具体策は計画されておらず、 市民・企業への啓発等もほとんど行われていなかった。



●主要な交通結節点において、多くの帰宅困難者が生じ、ほとん どが周辺の指定避難所に誘導された。このため、市中心部の避 難所には、想定を超える人数が押し寄せ、混乱が生じるとともに、 本来避難するはずの地域住民が避難所へ避難することができなかった。





- ●帰宅困難者に対する具体策を策定し、対策の推進や訓練を行う必要がある。
- ●一斉帰宅の抑制の啓発や、徒歩帰宅者への支援を図る必要がある。
- ▶ JR 仙台駅周辺では、関係機関の参加による協議会を設置し、帰宅困難者対応指針を策定し、毎年、 対応訓練を実施している。
- ▶帰宅困難者を受け入れる一時滞在場所の確保を進めている。
- ▶職場や学校に一定時間留まることができるよう、一斉帰宅の抑制の啓発を行っている。
- ▶徒歩帰宅を支援する「災害時帰宅支援ステーション」の確保について、事業者と協定を締結している。

9 地域の防災力 ▶第11 · 17章



- ●昭和53年の宮城県沖地震を教訓に、災害時における共助の中核となる自主防災組織の結成促進に努めていた。
- ●自主防災組織の中には、活動のマンネリ化や、活動参加者 の偏り、地域間の活動格差なども見られた。
- ●幅広い分野で市民の主体的な活動が行われており、市民協働によるまちづくりが進んでいた。





- ●公的機関による支援等の遅れや限界があった。
- ●一方で、震災前から地域活動が活発だった地域では、発災後、 住民による安否確認がスムーズに行われるなど、共助の力が発揮された。
- ●行政の力が届かないところで、さまざまな主体による活動が自発的に展開された。



- ●「行政の限界」を改めて認識し、自助、共助、公助の役割分担を明確化することが必要である。
- ●地域防災力の重要性が再認識された。
- ▶仙台市地域防災計画全面改訂を行った。
- ▶仙台市地域防災リーダー (SBL) 養成・支援を進める。
- ▶地域版避難所運営マニュアルを作成。

10 災害ボランティア

▶第4・17章



- ●次の宮城県沖地震などの大規模災害に備え、仙台市と仙台市 社協は災害ボランティアセンター設置に係る覚書を取り交わ し、仙台市社協において具体的な仕組みづくりを進めていた。
- ●災害ボランティアセンターの設置期間をおおむね1ヵ月と見ていた。





- ●発災直後は、被災状況が把握できない、ライフラインの途絶、 宿泊先がないなどボランティアの受け入れ態勢が整わない時期があった。
- ●被災家屋の片付けや泥出し、物資の仕分けや避難所支援などに多くのボランティアが活動した。
- ●災害ボランティアセンターは発災後約5カ月間設置し、その後「復興支援"EGAO (笑顔) せんだい" サポートステーション」に引き継がれ活動した。
- ●借上げ民間賃貸住宅に多くの被災者が入居した。



- ●日頃から他団体と関係性を築いていた団体は機動力を発揮し、連携しやすかった。特に多くのボランティアを支援につなげるには、中間支援組織となる専門機関との連携が不可欠である。
- ●借上げ民間賃貸住宅など支援ニーズを確認しにくい対象者への配慮が必要である。
- ▶日常的な情報発信、ネットワーク作りに努め、地域の交流や市民活動を活性化する。
- ▶平時から中間支援組織との連携を推進していく。
- ▶メール登録などにより、支援される人と支援する人が円滑・迅速につながるようにしている。





11 保育 ▶第 16 章



●本市公立保育所の防災マニュアルにおいては、ライフラインの供給が停止するような災害が発生した 場合、保育所を閉所すると定めていた。



●被害の規模が甚大であり、災害の初期対応を行う、消防職員や警察官、自衛隊員、自治体職員、民間 事業者などが、総力を上げて震災対応を行わなければならない状況に対応するため、保育継続の方針 を決定した。



- ●災害対応の担い手を最大限確保するためには、保育サービスの継続は必要である。
- ▶ライフラインの供給停止時等も、極力保育サービスを継続するようマニュアルを整備した。
- ▶建物の被害などにより児童の安全確保ができない場合は、代替保育所での保育を検討することとした。

12 生活再建

▶第4・17章



●高齢者や障害者、心身の健康に課題のある方、生活に 困窮している方など日常生活を送る上で支援が必要な 方への対応については、主に区役所が窓口となり、相 談内容に応じて必要な支援を行っていた。



- ●市内の応急仮設住宅には最大で 12,009 世帯が入居し たが、その8割以上を市内に点在する「借上げ民間賃 貸住宅入居世帯」が占めたため、入居世帯の生活状況 や再建方針、再建に向けての課題等が把握しにくい状 況となった。
- ●応急仮設住宅入居世帯の3分の1は、市外からの避難 世帯だったが、日常生活の支援や新たな住まいの確保に向けた支援は、市内で被災した世帯と同様に 行った。



- ●郵送による書面調査だけでは、応急仮設住宅入居世帯の生活状況や再建方針等は6割程度しか把握で きなかったため、電話や訪問による聞き取りなど更なる対応が必要である。
- ●被災者の状況は一様ではなく、支援のニーズ等も時間の経過とともに変化するため、各自治体の復興 のフェーズや被災者のニーズの変化を的確にとらえた支援を行う必要がある。そのため、日頃から関 係機関・団体と連携を取り、それぞれのノウハウを活かした取り組みをスムーズに行える関係性を構 築しておく必要がある。
- ▶書面調査に加え、シルバー人材センター会員を活用した全世帯への戸別訪問等を重ねることにより、 再建方針や課題等を把握した。
- ▶戸別訪問等で把握した課題や支援のニーズ等を踏まえ、生活再建推進プログラム・加速プログラムを 策定するとともに、行政・社会福祉協議会・NPO等で構成するワーキンググループが中心となり、 各世帯の実情や意向を踏まえた支援を実施した。



13 ライフライン

▶第14章

水道



- ●次の宮城県沖地震などの大規模地震に備えた水道施設の耐震化や配水区域のブロック化の推進、水系の二系統化の推進を行っていた。
- ●ソフト面として、他都市水道事業体・地元業者との連携体制の構築を行っていた。



- ●水道施設の耐震化やブロック化、二系統化の取り組みにより、被害が最小化でき、18 日間での復旧が 実現した。
- ●一方、二系統化が完了していなかった一部区域では長期断水となった。
- ●広域的な断水と職員の不足により、発災初期に十分な数の応急給水所を開設することができず、一部 給水所が混乱した。



- ●大規模地震を想定した施設耐震化やブロック化、二系統化は被害の限定化・最小化に有効である。
- ●ハード面だけでなく、被害発生を前提にしたソフト面の対策が有効であり、他水道事業体・地元業者との連携体制の構築に加え、地域住民との連携強化が必要である。
- ▶水道施設の耐震化を促進する。
- ▶二系統化を促進する。
- ▶地域住民が主体となって応急給水所を開設できるように、災害時給水栓を指定避難所となる市内小中学校に順次設置している。
- ▶ペットボトル入りの水道水「ごくり きらり 仙台」を製造し、水の備蓄を啓発している。

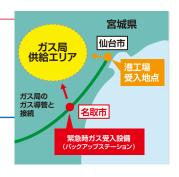
ガス



- ●次の宮城県沖地震などの大規模地震に備え、製造設備及びガス管などの 供給設備の耐震化、ガス供給エリアのブロック化及び地震計の設置、原 料調達ルートの複数化、マイコンメーターの設置などに取り組んでいた。
- (一社)日本ガス協会、全国都市ガス事業者との緊密な連携。



- ●想定を超える津波により、都市ガスを製造する港工場が浸水し、供給停止に追い込まれた。
- ●原料調達ルートを複数化したことにより、早いところでは12日でガスの 供給を再開することができた。





- ●大規模地震を想定した製造設備及びガス管など供給設備の耐震化、供給エリアのブロック化は、被害の限定化・最小化に有効である。
- ●複数の原料調達手段を確保することが有効である。
- ●ハード面だけでなく、被害発生を前提に関係団体や事業者と日頃から連携体制を構築するなどソフト 面の対策が必要である。
- ▶製造設備及びガス管など供給設備の更なる耐震化を行う。
- ▶津波被害を受けたガス製造所(港工場)の津波対策を実施した。
- ▶津波の影響を受けない内陸部(名取市)に、新潟からのパイプラインを直接受け入れることができる 緊急時ガス受入設備(バックアップステーション)を設置した。
- ▶供給再開等の広報や、震災後の取り組みについて継続的な PR を行っている。

■下水道



- ●次の宮城県沖地震などの大規模地震に備えた下水道管等の耐震化を行っていた。
- ●市内事業者と災害時における施設点検体制を構築していた。
- ●事業継続計画 (BCP) を検討していた。



- ●下水道管等の耐震化と自然流下可能な下水道ネットワークにより、使用制限や市街地での溢水は免れた。
- ●津波を想定しておらず、本市の汚水の7割を処理する南蒲生浄化センターが津波により壊滅的な被害を受けた。



- ●大規模地震を想定した下水道施設の耐震化は、被害の最小化に有効である。
- ●ハード面だけでなく、被害発生を前提にしたソフト面の対策も有効である。
- ▶管きょや浄化センター、ポンプ場などの下水道施設のさらなる耐震化を行う。
- ▶震災の経験を踏まえた被害想定と対応策の見直しを盛り込み、災害発生時の各部署が取るべき行動を あらかじめ定めたBCPを策定した。

14 エネルギー

▶第14章



- I Xエネルギー(株)と燃料提供に関する協定を締結していた。
- ●非常用電源の備えはしていたが、長期間の使用は想定していなかった。



- ●仙台市役所内部の燃料調達について、組織的な体制が整っておらず、発災直後は各課個別対応となった。災害時の燃料配分計画がなかったため、燃料の配分が難航した。
- ●停電により連絡手段を喪失し、情報共有が困難となった。
- ●協定先の J X エネルギー (株) も被災し、協定に沿った燃料供給を受けることができなかった。



- ●最低限の非常用電源が確保できる体制づくりとして、燃料備蓄を増やすとともに、災害時の燃料調達 窓口の一本化と、燃料調達先の確保が必要である。
- ●燃料を効果的・効率的に投入するため、燃料配分に優先順位を付けることが重要である。
- ●エネルギー供給源の分散化・複線化が必要である。
- ▶災害時の燃料供給の協定締結。
- ▶市役所内部の備蓄の増量と、燃料使用事業・施設の優先順位付けを行った。
- ▶市内の指定避難所等(小学校など)に太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを導入する等、災害に強いエネルギー自律型のまちづくりを推進している。

15 被災者支援制度

▶第9・22章



●多くの支援制度において、建物の罹災証明の結果に基づき支援が区分されていた。



- ●災害(地震)による損害割合が50%で再建可能な住家も、津波により完全に流失した住家も、同じ全壊扱いとなり、同程度の支援内容となった。
- ●完全に流失しない場合であっても、津波被害を受けた住家とそうでない住家では、一般的に前者の方が腐食の影響や被災規模が大きく、家屋を修繕する場合、費用もより多額となるが、被害認定でその違いは反映されない。
- ●建物の罹災証明は、被害実態を全て反映するものではないため、各被災者の被害実態と支援のレベルにミスマッチが生じた。



- ●被災の実態に見合った支援制度とそれに応じた認定基準を設ける必要がある。
- ▶罹災証明の認定基準の見直しと、各種支援制度における関連付けの在り方の整理について、国に要望している。

16 公共施設の耐震化

▶第16・20章



- ●次の宮城県沖地震に備え市有建築物の耐震化を進めていた。
- ●学校施設についても耐震化を計画的に進めており、発災時点で耐震化が完了していなかったのは小学校1校のみだった。
- ●災害時に市有建築物の壁タイル、窓ガラスの落下や大規模空間 建築物のつり天井の崩落の危険が予想されたことから、調査と 対策を実施していた。





- ●地震で倒壊した市の庁舎はなかった。これまで進めてきた市有 建築物の耐震化の取り組みに、一定の効果があったものと考えられる。
- ●大規模空間を有する施設の天井脱落対策を進めていたが、対策未実施及び対策対象外の一部の施設において天井材等の崩落があった。
- ●学校校舎、体育館とも、倒壊した建物はなく、学校管理下での人的被害はゼロであったが、一部被害の大きな学校もあった。
- ●想定以上の地震で、体育館の吊りバスケットゴールに落下の恐れが生じ、一部の照明器具は落下した。 また、建物の構造的な被害により、避難所として使用できなくなった所もあった。



- ●災害時の市役所機能を維持し、迅速に復旧・復興を進めるためにも、庁舎等の耐震化は重要である。
- ●児童生徒の安全を確保し、住民避難の拠点ともなる学校の耐震化は重要である。
- ●建物構造躯体の耐震化による倒壊等の被害回避は必須だが、非構造部材への地震対策も重要である。
- ▶天井材の支持部材の補強、部材の軽量化・撤去、ネット張り等、施設の状況に応じた天井脱落対策を 推進。
- ▶学校施設の耐震化(平成 23 年度に 100%)。
- ▶体育館等の照明器具やバスケットゴール等に係る耐震補強工事を実施した。

17 大規模建築物の危険度判定と協定

▶第1章



●大規模建築物の建物被害の危険度判定については、事 前の想定をしておらず、仙台市の危険度判定を規定す る実施要綱等に実施体制が整備されていなかった。



- ●被災建築物のうち、一般住宅の応急危険度判定は、本 市・他都市・民間の各判定士により実施した。
- ●大規模建築物に係る危険度判定には高度な専門知識 が必要で、一般判定士では対応困難であった。急きょ JSCA 東北支部の協力を得て判定を実施したが、建物 所有者からの判定依頼に迅速な対応ができなかった。





- ●大規模建築物の危険度判定を想定し、対策を講じておくことが必要である。
- ▶ (一社) 日本建築構造技術者協会 (JSCA) 東北支部、(一社) 東北建築構造設計事務所協会 (TSA) の2団体と協定を締結し、震度6弱以上の地震発生で、仙台市からの要請があったものとみなし、協 定に基づく支援が開始される仕組みとした。

18 マンション防災

▶第11章



■マンションによって、自主防災組織を立ち上げ、防災訓練など を実施していたところもあった。



事前の自主防災活動を実施していたマンションでは、居住者の 安否確認や備蓄物資の活用などが迅速に実施できたが、一方 で事前の取り組みが不十分だったマンションもあり、共助の取 り組みの実施の有無によって、その対応が大きく異なった。



●マンションの耐震化とともに、防災活動や地域参加などの事前 の取り組みの重要性が再認識された。



- ▶「分譲マンション防災マニュアル作成の手引」を作成(平成25年1月)し、 共助の取り組みを促進。
- ▶「杜の都防災力向上マンション認定制度」を創設(平成25年4月)し、マンショ ンの防災力向上に取り組んでいる。





19 経済の復興 ▶第10:19章



●サービス業中心で支店経済都市といわれる一方、中小 企業が多い。また、東部地域は農業地帯が広がっている。





●東部地域の農地は津波により大きな被害を受けた。

●民間企業の施設・設備の被災、販路喪失や観光客の減少などにより、大きな経済的損失が生じた。



- ●被災した施設等の復旧や販路の回復などに加え、復興後の経済成長につながる施策を戦略的に進める必要がある。
- ●仙台経済の復興は東北経済の復興への貢献につながる。
- ▶東部地域における農地の大区画化を中心としたほ場整備を実施。
- ▶起業支援、ステップアッププランの策定、仙台経済成長デザインの策定。
- ▶東北六魂祭の開催や国際会議等コンベンションの誘致などによる交流人口の拡大。

20 音楽・スポーツ・文化

▶第18章



- ●仙台国際音楽コンクール、仙台クラシックフェスティバル、ジャズフェスティバル等の大規模な音楽イベントや、プロオーケストラである仙台フィルハーモニー管弦楽団、ベガルタ仙台、東北楽天ゴールデンイーグルス、仙台 89ERS 等、地元のプロスポーツチームの存在があった。
- ●市内には、図書館、博物館等の多くの社会教育施設があり、 市民に学びの場を提供していた。





- ●避難所や仮設住宅、街かど等、市内各所で地元の音楽家をはじめとする国内外の音楽家たちによる復興コンサートが多数開催された。
- ●ベガルタ仙台や東北楽天ゴールデンイーグルスのその後の活躍は、「希望の光」となった。
- ●図書館開館時には多くの被災者が本を借り、博物館の復興支援特別展などに多くの人が足を運んだ。
- ●文化財や歴史資料が破損し、廃棄の危機にさらされた。



- ●文化・芸術に触れることにより、心が癒され、勇気づけられた人々が多くいる。
- ●地元チームや選手の活躍・応援を通じて、励まされたり、元気になることができる。
- ●文化やスポーツがまちの元気や日常を取り戻し、回復させる上で大きな役割を果たすことが再認識された。
- ●文化財や歴史資料の救出を迅速に行うこと、資料のデジタル化など、平時から歴史資料の被害に対する危機管理の必要性が再認識された。
- ▶ 復興公営住宅等への移転後も集会所でうたカフェや復興コンサートを開催するなど、音楽を活用した 住民同士の交流促進や継続的な心の復興支援の取り組みを実施している。
- ▶震災前から引き続き、普段から文化・スポーツに親しみ、参加できるまちづくりを推進。
- ▶図書館やその他各種公共施設の早期復旧ができるように、建物の被害を最小化する取り組みを実施(耐震化、非構造部材対策)。





21 受援 ▶第11・16章



- ●一部の部署を除き、受援を想定した準備をして いなかった。(例:健康福祉局では震災前に、「外 部応援保健師の赴任準備マニュアル」を作成し、 他都市からの応援保健師に依頼する業務等をま とめていた。)
- ●他都市や関係機関と応援協定を締結していた。



- ●受援の準備ができていた一部の部署では、いち 早く活動を開始できた。
- ●大規模災害時における業務量や優先順位が明確 でなく、市内部での応援・受援業務・体制の未整備、及び市外部からの応援・受援業務・体制が未整備で、 問題解決に向けた効率的・効果的な業務分配に支障を来たした。



- ●行政自らすべき業務と、外部の力を借りて実施すべき業務を明確に区分し、外部の力を借りる場合にも、 その力を効果的・効率的に発揮してもらうには、受け入れる側の態勢整備が不可欠である。
- ▶地域防災計画の中に受援計画を定め、応援要請や先遣隊の受け入れなどを明記した。
- ▶市内避難所の公的備蓄量を24時間分から48時間分に増加させたが、48時間以降は外部からの応援物 資を受入れる「受援 を前提にしている。
- ▶大規模災害時の災害対応業務と通常業務の優先度等を勘案した業務継続計画(BCP)を定めた。

22 災害復旧

▶第14章



●災害復旧の原則は原形復旧(元通りに戻すこと)であ る。



- ●被害を受けた公共施設の災害復旧は、ほとんどが原則 に基づく原形復旧を行った。
- ●南蒲生浄化センターでは、地震や津波など、将来同規 模の災害が発生した場合、原形復旧では同様の被害が 生じることが想定された。



- ●将来を見据え、単に災害前の状態に戻すのではなく、 防災・減災機能、費用や環境面等を考慮し、前と比べ てより良い復旧・復興ができるように取組む必要がある。
- ▶南蒲生浄化センターは、震災前の処理機能を回復し、津波にも耐えられる施設として再整備されたが、 そこで取り入れられた考え方は、国連防災世界会議の仙台防災枠組で取り入れられた「より良い復興 (ビルド・バック・ベター)」の考え方を、先取りしたものだった。



23 災害対応法制

▶第3・22章



- ●災害救助法上の救助主体は、都道府県知事となっている。
- ●過去の災害時における応急仮設住宅としての借上げ民間賃貸住宅の活用は、限定的であった。



- ●災害救助法上、市長への事務委任は可能で、多くの事務が委任されたが、仮設住宅建設の委任はなされず、仙台市内でのプレハブ仮設住宅の早期着工や被災者の意向を踏まえた仕様の選定に一定の時間を要した。
- ●借上げ民間賃貸住宅が多く活用された。
- ●借上げ民間賃貸住宅について、現物給付の原則により、県が住宅を借り上げ、それを被災者に提供することとなったが、そのための事務手続きは煩雑で多くの時間や人員を要したほか、提出書類が増えるなど被災者等への負担となった。



- ●災害救助法について、指定都市が自立的に被災者の救助に当たることができるよう、指定都市の市長も救助の主体と位置づけることが必要である。
- ●借上げ民間賃貸住宅は、プレハブ仮設住宅に比べ居住性が高く、用地確保・建設の時間的・経済的コストも低く、解体する必要もないなどのメリットがあり、今後の都市災害において標準的な対応になることが想定される。
- ●借上げ民間賃貸住宅を活用して迅速な救助を行うためには、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金 給付等を可能とするなど、事務の簡素化を図るべきである。
- ▶指定都市市長を災害救助法の救助主体と位置づけることについて、国に要望している。
- ▶借上げ民間賃貸住宅について、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に 配慮した制度の見直しについて、国に要望している。

24 防災教育



●地域と連携した防災訓練や保護者への引渡訓練などを実施していた。



- ●日頃の訓練によって、子どもたちの避難や教職員の誘導はスムーズに行われた。
- ●避難所等において、多くの児童生徒が手伝いやボランティア活動を積極的に行った。



▶第 20 章



- ●普段からの防災に関する学習や訓練で身に付いた知識・態度は、非常災害時に自らの安全を確保するとともに、地域等を支える大きな原動力となる。
- ●災害時に自らの命を守り、支援の担い手にもなれる人材を育成する教育を続け、地域とも連携しながら、 市民一人ひとりの防災・減災意識の向上につなげる必要がある。
- ▶全市立小中学校での防災主任の配置や、新たな防災教育モデル校指定の取り組みのほか、仙台版防災 教育副読本を全児童生徒に配布するなど、防災教育推進に取り組んだ。
- ▶震災からの復興に向けさまざまな取り組みを行う故郷復興プロジェクトを実施した。





25 伝承・発信



- ■宮城県沖地震の再来に備えて、地震災害については啓 発や対策に取り組んでいた。
- 869 年の貞観津波や 1611 年の慶長津波など、過去に は平野部にも津波の被害があった。



- ●想定を超える災害に直面し、さまざまな教訓を得た。
- 東部地域にある神社に津波の伝承があったことなど、 先人が伝えようとしていた災害の歴史を再認識した。



- ●災害の経験と、そこから得られた教訓を、後世の人た ちに伝えていかなければならない。
- ●大災害を受けた100万都市として、防災・減災の取り組みを広く発信し、国内外に貢献していく必要 がある。
- ▶仙台市震災復興メモリアル等検討委員会における基本理念や方向性の検討。
- ▶記録誌の作成と発信。
- ▶第3回国連防災世界会議の開催と関連事業等における発信。
- ▶沿岸部のメモリアル拠点であるせんだい 3.11 メモリアル交流館の開設。
- ▶多様な主体による取り組みを共有・発信する場として、市民・地域団体、大学等と連携した「仙台防 災未来フォーラム」を平成28年以降、3月に開催している。

2 年 表

区分 [発災前]	平成23年3月	平成 23 年度	平成 24 年度
災害 → 1 章 1 節 「・宮城県沖地震(S53) ・阪神・淡路大震災(H7) ・新潟県中越地震(H16)	·東日本大震災(東北地方太平洋 沖地震)発生(3/11)	·最大余震(4/7)	
組織体制 職員 → 1章2節、2章2節	 ・災害対策本部設置(3/11) ・大都市相互応援協定等に基づく職員受入開始(3/12~) 	· 震災復興本部設置(5月) · 震災廃棄物対策室設置(5月) · 長期派遣職員受入開始(6月) · 震災復興本部廃止(3月)	 ・復興事業局設置(4月) ・同局内に生活再建支援部、復興まちづくり部、 宅地復興部を設置(4月) ・復興公営住宅室設置(4月) ・東部農業復興室設置(4月) ・災害対策本部廃止(3月)
震災復興計画 関連計画 → 2章 1節、6章 2節 [·防災都市宣言(S54)		・震災復興基本方針策定(4月) ・復興座談会開催(5月) ・震災復興ビジョン策定(5月) ・復興まちづくり意見交換会開催(6月) ・津波浸水シミュレーション開始(7月) ・震災復興特討会議設置(7月) ・震災復興計画中間案策定(9月) ・パブリックコメント、有識者意見調査(9・10月) ・震災復興計画中間案説明会(10月) ・津波浸水シミュレーション等に関する説明会(11月) ・仙台市震災復興計画策定(11月) ・仙台市震災復興計画策定(3月)	
財政 ➡2章5節	· 専決処分による平成 22 年度補 正予算(3/18·3/31)	・平成23年第1回臨時会における平成23年度 補正予算(4月) ・専決処分による平成23年度補正予算(4·5月) ・杜の都・仙台絆寄付開始(7月) ・仙台市震災復興基金設置(12月) ・仙台市東日本大震災復興交付金基金設置(3月)	
避難所 ➡ 4 章 1 節	・避難所開設(3/11) ・避難所最大 288 カ所(3/14)	・市職員による避難所巡回相談(4月)・避難所集約(4月)・市内全避難所閉鎖(7月)	
がれき等の処理 → 1 章 5 節 [・震災廃棄物等対策実施要 領策定(H19)	・震災ごみ仮置き場を開設(3/15) ・浸水ごみ戸別収集開始(3/24) ・行方不明者捜索に係るがれき等 の撤去開始(3/30) ・がれき搬入場供用開始(3/30)	・道路がれき・被災自動車・宅地内がれき等の撤去開始(4月) ・震災ごみ仮置き場全閉鎖(5月)・損壊家屋等の解体・撤去申請受付開始(5月)・行方不明者複索に係るがれき等撤去完了(6月)・遺路がれき撤去完了(6月)・農地内がれき等撤去完け(7月)・宅地内がれき等撤去完け(7月)・ブロック塀解体・撤去申請受付開始(8月)・仮設院却炉によるがれき焼却処理開始(10月)・農地内がれき等撤去完了(12月)・津波堆積物の撤去完了(3月)	・復興事業での津波堆積物等の再生利用開始 (7月) ・石巻市の震災廃棄物受入開始(7月) ・損壊家屋等解体・撤去申請受付終了(9月) ・被災自動車撤去完了(12月)
応急仮設住宅 生活再建支援 心のケア 健康支援 → 3章、4章、5章	・避難所における保健師、栄養士、 歯科衛生士等による保健活動開始(3/14) ・「こころのケアチーム」活動開始(3/14) ・災害情報ダイヤル設置(3/15) ・市社協および各区に災害ボランティアセンター順次設置(3/15~) ・プレハブ仮設住宅建設開始(3/28) ・津波浸水区域への訪問健康調査、健康相談開始(3/30)	・被災者支援相談窓口、被災者支援情報ダイヤル開設(4月) ・応急仮設住宅第1次募集申込受付開始(4月) ・応急仮設住宅次居者への訪問健康調査、健康相談開始(6月) ・応急仮設住宅で「安心見守り協働事業」開始(6月) ・ブレハブ仮設住宅全戸完成(6月) ・災害ボランティアセンターを引継ぎ、復興支援 "EGAO(笑顔)せんだい"サボートステーション設置(8月) ・応急仮設住宅(民賃)訪問調査(津波浸水区域居住者)(8月) ・アレハブ仮設住宅等集会所およ切市民センターにおいて健康相談会、健康講座関催(8月) ・ブレハブ仮設住宅等集会所およ切市民センターにおいて健康相談会、健康講査(津波浸水区域居住者以外)(9月) ・応急仮設住宅(民賃)郵送調査(津波浸水区域居住者以外)(9月) ・「復興定期便」による情報提供開始(10月〜毎月)震災復興地域かわら版「みらいん」発行開始(11月)・地域支えあいセンター事業開始(12月)・シルバー人材センターに生活再建支援員業務委託(3月)	・各区支えあいセンター設置(5月) ・被災者支援システム稼働開始(7月) ・応急仮設住宅の単身高齢者等にひとり暮らし高齢者等生活支援システム提供開始(9月) ・応急仮設住宅全入居世帯への戸別訪問開始(10月)
罹災証明 災害給付 →9章	 ・母子及び寡婦福祉資金貸付受付開始(3/25) ・緊急小口資金特例貸付受付開始(3/27) 	・り災証明受付開始(4月) ・災害弔慰金受付開始(4月) ・後災者生活再建支援金、義援金、災害援護資金 貸付受付開始(4月) ・生活復興支援資金貸付受付開始(9月) ・り災証明受付終了(12月) ・市税、保険料、使用料等減免	

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
		・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨(9 月)	・熊本地震(4月)
·海岸公園整備室設置(4月) ·遊難施設整備室設置(4月) ·長期派遣職員受入終了(3月) ·震災廃棄物対策室廃止(3月)	・まちづくり政策局設置(4月) ・危機管理室設置(4月) ・蒲生北部整備課設置(4月)	 ・防災環境都市推進室設置(4月) ・宮城県内被災市町への職員派遣拡大(28人)(4月) ・復興事業局、復興公営住宅室、東部農業復興室廃止(3月) 	- 宮城県内被災市町への職員派遣継続 (30人) (4月) ・熊本県内への職員派遣 (4月~)
		·政策重点化方針 2020 策定(12月) ·仙台市実施計画策定(3月) ·震災復興計画期間終了(3月)	
		・杜の都・仙台絆寄付終了(3月)	・仙台ふるさと応援寄附開始(4月)
・震災廃棄物等対策実施要領改定(5月)・がれき(可燃物)焼却処理完了(9月)・がれき等の処理完了(12月)・がれき搬入場の原状復旧完了(3月)			
・復興公営住宅入居者等の訪問健康調査、 健康相談開始(4月) ・復興公営住宅入居者および周辺住民を 対象とした健康講座実施(7月) ・被災者生活再建推進プログラム策定 (3月)	・復興公営住宅等入居支援金制度開始 (4月) ・復興公営住宅の単身高齢者等へのひと り暮らし高齢者等生活支援システム利 用拡大 (4月) ・応急仮設住宅の特定延長導入の検討を 公表 (1月) ・不動産団体との住まいの再建の促進に 関する協定締結(3月) ・「みらいん」発行終了(3月) ・被災者生活再建加速プログラム策定 (3月)	「住まいの再建 民間賃貸住宅活用情報 誌」発行(4月、12月) ・5年での応急仮設住宅供与終了と特定 延長導入を決定(5月) ・応急仮設住宅入居世帯数がビーク時の 5割に減少(6月) ・6年目延長世帯(ブレハブ仮設)集約 方針決定(2月) ・プレハブ仮設住宅等の解消方針決定(2月)	応急仮設住宅入居世帯数がビーク時の1割に減少(9月) 復興定期便隔月発行に変更(9月) ブレハブ仮設住宅供与終了(10月) ブレハブ仮設住宅解体完了(3月予定)
〇年度末時点: 8,901 世帯 (ピーク 比 74.1%)	○ 年度末時点: 6,936 世帯 (ピーク比 57.8%)	〇年度末時点:3,800 世帯 (ビーク 比31.6%)	
		· 仙台市罹災証明等取扱要綱施行(3月) · 仙台市罹災証明等事務取扱要領施行 (3月)	

区分 [発災前]	平成23年3月	平成 23 年度	平成 24 年度
東部被災地域の 住まいの再建 → 6章		・避難所内の津波被災者を対象とした住まい等に関するアンケート調査(5月)・東部地域まちづくり説明会(8月)・第2回東部地域まちづくり説明会(9・10月)・住宅等の再建に関するアンケート調査(10月)・津波浸水シュレーション等に関する説明会(11月)・災害危険区域指定(東部津波被災地域)(12月)・防災集団移転促進事業等に関する説明会開始(12月)・防災集団移転促進事業等に関する高向調査(12月)・防災集団移転促進事業等に関する個別相談(1月)・防災集団移転促進事業等に関する個別相談(1月)・防災集団移転促進事業等に関する個別相談(1月)・防災集団移転促進事業等に関する個別相談(1月)・防災集団移転促進事業等に関する申出書受付開始(3月)	・防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業受付開始 (5月) ・東部地域の住宅再建支援制度受付開始 (6月) ・東部浸水区域コミュニティ等再形成活動助成事業開始 (6月) ・防災集団移転促進事業計画の国土交通大臣同意取得 (6月) ・復興まちづくり通信発行開始 (10月) ・集団移転先と地(荒井公共区画整理地区)申込受付開始 (11月) ・集団移転先(蒲生雑子袋地区)造成着手 (2月)
内陸丘陵部の住まいの 再建 → 7章	·被災宅地危険度判定開始(3/14)	・仙台市宅地保全審議会および技術専門委員会による検討開始(6月) ・滑動崩落緊急対策事業分担金条例制定(12月)・宅地保全審議会へ宅地被害に関する技術的助言を諮問(1月)・被災宅地復旧に係る相談窓口開設(1月)・被災宅地復旧工事助成金制度創設・受付開始(1月)・宅地保全審議会より宅地被害に関する技術的助言答申(2月)	 ・災害危険区域指定(緑ケ丘4丁目)(9月) ・一部地区の滑動崩落緊急対策事業を取りやめ、160地区で実施決定(12月) ・災害危険区域指定(松森字陣ケ原)(3月)
復興公営住宅 →8章		・復興公営住宅整備方針(供給目標約2,000 戸) 公表(5月) ・供給目標を2,800 戸に変更(2月)	・復興公営住宅4地区整備概要公表(5月) ・復興公営住宅入居意向調査(5月) ・供給目標を3,000戸に変更(8月) ・復興公営住宅12戸申込受付開始(12月) ・復興公営住宅公募買取の事業候補者決定(3月) ・入居者募集方針(コミュニティ入居等)(3月) ・復興公営住宅入居意向調査(3月) 〇整備戸数:12戸
経済の復興 → 10章1節	·震災関連中小企業合同相談窓口開設(3/18)	・市内企業「緊急ヒアリング調査」(4月) ・「仙台経済の回復を目指す当面の取り組み」を 発表 (6月) ・製造業施設現地復旧補助制度を創設 (6月) ・[震災復興支援に向けたアンケート調査」実施 (7月~ H26まで全8回実施) ・被災企業に仮設事務所、仮設工場の供用開始(10月) ・中小企業支援マガジン「月刊復興人」発行開始 (10月) ・県、県内市町村で復興特区「民間投資促進特区(も のづくり産業)」申請(1月)、同認定(2月)	・「仙台経済ステップアッププラン 2012」スタート(4月) ・東北復興ビジネスマッチングセンター開所(6月)・創業スクエア開所(6月)・県、県内市町村で復興特区「民間投資促進特区(IT 産業)」申請(4月)、同認定(6月)・企業立地促進助成制度拡充(10月)・復興特区「仙台港背後地交流推進特区」申請(3月)
農業の復興 → 10章3節	・被災農地の土壌調査開始(3/25)	・仙台東部地区農業災害復興連絡会設置(4月) ・被災農家経営再開支援事業の創設(7月) ・農地内がれき等撤去開始(7月) ・東日本大震災農業生産対策交付金の創設(7月) ・野菜・花きハイブハウス緊急設置事業の創設(7月) ・直轄特定災害復旧事業(仙台東地区)の施行決定(8月) ・市が国営仙台東土地改良(ほ場整備)事業の農業者負担分を全額負担することを表明(10月) ・仙台東地区復旧・復興事業説明会(11月~2月) ・農地内がれき撤去完了(12月) ・復興特区「農と食のフロンティア推進特区」申請(2月)同認定(3月)	・復旧工事と除塩作業が終了した農地の営農再開(5月) ・被災地域農業復興総合支援事業による大型農業 用機械等の導入開始(3月) ○東部農地営農再開: 560ha (30%)
津波防災対策 → 12章 [・津波警戒区域の設定 ・津波情報伝達システム]		・津波浸水シミュレーション開始 (7月) ・「津波からの避難の手引き(暫定版)」第 1 版発行 (10月) ・津波浸水シミュレーション等に関する説明会 (11月) 〇津波情報伝達システム: 累計 28 基 (既設被災なし 12、復旧 16)	・津波避難訓練(6月) ・かさ上げ道路事業着手(10月) ・「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」 策定(3月)
海岸公園再整備 → 13章	・がれき搬入場供用開始(3/30)		・海岸公園復興基本構想策定(3月)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
・津波浸水区域の住宅再建に係る支援制度開始(区域拡大)(8月)・集団移転先5地区で地盤改良工事着手(8月)・集団移転先(石場地区)造成着手(9月)・津波浸水区域の住宅再建に係る支援制度拡充(修繕への直接補助等)(2月)	・集団移転先最終 7 地区の宅地申込受付開始 (5月) ・集団移転先 7 地区宅地引渡し式、全宅地の造成完了 (3月)	・移転先宅地(空き区画)の募集要件を 緩和 (移転対象者以外の被災者)(10月) ・津波被災者再建支援金制度創設を決定 (2月)	·津波被災者再建支援金受付開始(6月) ·防災集団移転促進事業完了(3月)
〇累計 5 地区	〇累計 13地区(全13地区733宅地)		
・宅地造成履歴等情報マップ閲覧開始 (5月) ・滑動崩落防止施設の保全に関する条例 制定(6月) ・被災宅地復旧工事助成金制度申請受付 期限(H26.3)を1年延長(11月) ・滑動崩落緊急対策事業による宅地復旧 15地区完了 ・地域防災がけ崩れ対策事業による宅地 復旧9地区完了	・緑ケ丘4丁目・松森字陣ケ原地区集団 移転跡地利用方針決定(12月) ・被災宅地復旧工事助成金制度申請受付 終了(3月) ・滑動崩落緊急対策事業による宅地復旧 90地区完了	・滑動崩落緊急対策事業による宅地復旧 52 地区完了	・分担金賦課・徴収(平成 29 年度以降) ・滑動崩落防止施設管理(平成 29 年度以 降) ・滑動崩落緊急対策事業による宅地復旧 3 地区完了
〇公共事業による宅地復旧 24 地区完 了	〇累計 114 地区完了	◯累計 166 地区完了	〇全 169 地区復旧完了
・復興公営住宅入居者募集方針決定(6月) ・平成25年度「復興公営住宅情報」冊子 発行(8月) ・復興公営住宅661戸入居申込受付開始 (9月) ・供給目標を3,200戸に変更(11月)	· 復興公営住宅相談窓口開設、平成 26 年度「復興公営住宅情報」冊子配布開始(6月) ・ 復興公営住宅 2,447 戸入居申込受付開始(7月)		・50 戸完成(6 月)
○累計 576 戸	○累計 1,973 戸	○累計 3,156 戸	○ 3,206 戸整備完了
・復興特区「仙台港背後地交流推進特区」 認定(4月) ・「仙台経済ステップアップブラン 2013」スタート(4月) ・仙台市起業支援センター開設(1月) ・仙台経済成長デザイン策定(2月)	・中小企業活性化シンボジウム(10月)・仙台市中小企業活性化条例制定(3月)・「月刊復興人」終刊(3月)		・仮設事務所、仮設工場の供与終了(10月) ・仮設事務所(港)譲渡(11月) ・仮設事務所、仮設工場(扇町)解体完 了(3月予定)
・農業園芸センター再整備基本方針の決定(5月) ・仙台東土地改良事業計画確定(6月)、工事着手(9月)・県営名取地区(四郎丸地区)土地改良(ほ場整備)事業計画確定(6月)、工事着手(10月)	 ・大沼太陽光発電所完成(3月) ・全域の除塩・復旧工事が完了(3月) ・名取地区(四郎丸地区)土地改良事業工事完了(3月) 	・仙台東部地区に新排水機場(4 カ所) が完成(8 月)	・民間事業者による農業園芸センターの 運営開始(4月) ・仙台東土地改良事業完了(H32年度予 定) ・名取地区(四郎丸地区)土地改良事業 完了(H32年度予定)
O累計 1,460ha (78%)	O累計 1,760ha (95%)	O累計 1,860ha (100%)	
 「津波からの避難の手引き(暫定版)」第2版発行(4月) ・津波避難訓練(6月) ・深沼漁港海岸防潮堤本復旧工事着手(10月) ・かさ上げ道路着工(3月) 〇累計70基(拡充2)	 ・津波避難訓練(6月) ・1カ所目の津波避難タワー完成(2月) ・「津波からの避難の手引き(暫定版)」第3版発行(3月) ・岡田小、高砂中に津波避難屋外階段設置(3月) 〇累計76基(拡充6)	・津波避難訓練(11月) ・深沼漁港海岸防潮堤本復旧完了(12月) ・2カ所目の津波避難タワー完成(3月)	・避難道路着工 (5月) ・津波避難訓練 (11月) ・津波避難が (11月) ・津波避難タワー4カ所、津波避難ビル(消防可施設併設) 5カ所完成 (H28年度末予定) ・「津波からの避難の手引き(暫定版)」第4版発行 (H29年4月予定) ・津波避難訓練 (H29年11月予定) ・かさ上げ道路、避難道路完成 (H30年度予定)
W/(H) - 32 (M/) =/	- //WI / /WAY /	〇かさ上げ道路の H27 年度末着手率 約 13%	〇かさ上げ道路の H28 年度末着手率 (予定) 約 77%
・海岸公園復興基本計画策定(11月) ・がれき搬入場の原状復旧完了(3月)	·海岸公園災害復旧着工(11 月)	・海岸公園避難の丘着工(8月)	・避難の丘完成(9月) ・野球場とバークゴルフ場の一部再開(10月) ・蒲生、荒浜地区復旧完了(H28年度末 予定) ・井土地区復旧完了(H29年度末予定)

区分 [発災前]	平成23年3月	平成 23 年度	平成 24 年度
地域防災 → 11章 ・地域防災計画策定(S39計画の直近の修正 H19)・総合防災訓練の実施(S54~)・自主防災組織の育成(S54~)		・仙台市災害時要援護者避難支援プラン策定(3月)	・「市民防災の日」仙台市総合防災訓練(6月) ・「分譲マンション防災マニュアル作成の手引き」 策定(1月)
帰宅困難者対策 → 11 章 6 節			・災害時における帰宅困難者等の支援に関する協 定締結(一時滞在場所)(8月)
ライフライン → 14 章 「・ライフラインの耐震化 H22 年度末時点耐震化率 水道管 84.5% ガス管 80.9% 下水道管 19.4%	 ・市内ほぼ全域で電力復旧(3/18) ・新潟からのパイプラインによる ガス供給を順次再開(3/23) ・一部地域を除き水道復旧(3/29) 	・避難勧告区域等を除きガス供給の全面復旧(4月) ・ガス事業震災復興プラン策定(9月) ・南蒲生浄化センター復旧方針大会員会から「南蒲生浄化センター復旧方針」の答申(9月) ・ガス局港工場仮復旧工事が完了しLNGによる都市ガス供給再開(12月) ・南蒲生浄化センターにおいて接触酸化法による水処理開始(1月) ・下水道震災復興推進計画策定(3月) ・茂庭太白非常用送水施設完成(3月) ・南蒲生浄化センター汚泥焼却炉運転再開(3月)	・南浦生浄化センター新水処理施設着工(9月) ・新潟市水道局と災害相互応援に関する覚書締結 (11月)
エネルギー → 14 章 4 節、5 節 [・燃料供給に関する協定]		・藻類バイオマスに係る共同研究協定締結(11月)	・避難所等への防災対応型太陽光発電システムの 導入に着手(7月)・藻類バイオマス研究開発開始(7月)・エコモデルタウンプロジェクト(田子西地区)補助事業者設定(7月)・石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」締結(10月)(平成25年2月に宮城県と石油連盟との覚書締結に包含され終了) 〇避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備:2カ所
原子力事故対応 → 15章	・水道水の放射性物質測定開始 (3/24)	・学校、保育所、公園等で空間放射線モニタリン グ開始 (6月) ・学校ブール水の放射性物質測定開始 (6月) ・下水汚泥の放射性物質測定開始 (7月) ・ごみ焼却灰の放射性物質濃度測定開始 (7月) ・仙台産野菜の放射性物質検査開始 (8月) ・食肉市場でと畜した牛について、放射性物質量 の全頭自主検査開始 (8月) ・学校給食で使用する食品の放射性物質検査開始 (9月) ・中央卸売市場流通食品の放射性物質検査開始 (1月)	 市内流通食品の放射性物質検査開始(5月) 下水汚泥焼却灰の放射性物質利定開始(6月) 市民持込み食品放射性物質検査開始(10月)
行政機能の維持・強化 → 16章 「・仙台市耐震改修促進計画 (H20~H27)	・保育所の保育継続の方針決定 (3/11)	·新市立病院建設工事着工(起工式)(1 月)	
多様な主体、多様な活動 ボランティア、NPO、 地域団体、女性等 → 17章 [·市民協働元年(H11)]	・市民活動サポートセンターで 震災情報、支援情報の提供開始 (3/13) ・市社協および各区に災害ポラン ティアセンター順次設置 (3/15~) ・「女性の悩み災害時緊急ダイヤル」 開設 (3/29)	・各区災害ボランティアセンター機能を各区ボランティアセンターへ移管(4月)・津波災害ボランティアセンター(南部・北部)を新たに設置(4月)、統合(6月)・避難所でせんたくネット活動(4月~)・災害ボランティアセンターを引継ぎ、復興支援 "EGAO(笑顔)せんだい"サポートステーション設置(8月)	・東北大学が災害科学国際研究所を設立(4月) ・日本女性会議 2012 仙台(10月) ・ノルウェー王国と「東日本大震災復興のため の女性リーダーシップ基金」設置の協定締結 (11月)
文化・スポーツの力 → 18章		・文化施設、スポーツ施設順次復旧・再開(4月~) ・被災資料レスキュー活動開始(4月) ・東日本大震災復興祈念・慶長遣欧使節関係資料 ユネスコ記憶遺産推薦記念企画展「館蔵名品百選」開催(7~10月) ・仙台クラシックフェスティバル(せんくら) 2011 開催(9・10月) ・オリンピックデー・フェスタ in 仙台開催(10月) ・東日本大震災復興祈念 仙台市博物館開館 50 周年特別展「仏のかたち 人のすがた」開催(11・12月) ・東日本大震災復興支援特別公開「国宝 紅白梅図屏風と MOA 美術館の名品」開催(3月)	・仙台国際ハーフマラソン(杜の都ハーフ)を 1万人規模の大会にリニューアル・開催(5月) ・「ジョジョ展 inS 市杜王町」開催(7・8月) ・ロンドン五輪で本市ゆかりの複数選手がメダル 獲得(7・8月) ・せんくら 2012 開催(9月) ・宮城野区文化センター開館(10月) ・ベガルタ仙台 J1 2012 シーズン 2 位(12月) ・東日本大震災復興支援特別展「若冲が来てくれ ました」開催(3~5月)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
・地域防災計画(共通編、地震・津波災害対策編)全面修正(4月)・仙台市避難所運営マニュアル策定(4月)・指定避難所ごとに担当課を割当て(避難所担当課制度)(4月)・杜の都防災力向上マンション認定制度創設(4月)・「市民防災の日」仙台市総合防災訓練(6月)	 ・地域防災計画(共通編、風水害等災害対策編)全面修正(4月) ・地域防災計画(原子力災害対策編)策定(4月) 「市民防災の日」仙台市総合防災訓練(夜間想定)(6月) ・ソーシャルメディアによる災害情報発信開始(1月) 	・「市民防災の日」仙台市総合防災訓練(夜間実施)(6月)	・「市民防災の日」仙台市総合防災訓練 (水害等)(6月) ・仙台市地域防災リーダー(SBL)養成 講習会(10・11月)
O SBL 147 名養成(累計 197 名)	O SBL 195 名養成(累計 392 名) 〇地域版避難所運営マニュアル作成率 4月末時点 38. 2%	O SBL 192 名養成(累計 584 名) O 4 月末時点 83.8%	○ SBL 54 名養成(累計 638 名) ○ 4 月末時点 94.3%
· 仙台駅周辺帰宅困難者対応訓練(9月) · 仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会 設立(11月)	・仙台駅周辺帰宅困難者対応指針策定 (5月) ・災害時における帰宅困難者等の支援に 関する協定締結(徒歩帰宅支援)(8月) ・仙台駅周辺帰宅困難者対応訓練(9月)	・仙台駅周辺一時滞在場所運営マニュアル策定(5月)・仙台駅周辺帰宅困難者対応訓練(9月)	・仙台駅周辺帰宅困難者対応訓練(9月)
· 災害時給水栓整備事業開始(4月) 〇年度末時点耐震化率 水道管 85.7%	 ・緊急時ガス受入設備 (バックアップステーション) 完成 (12月) 〇年度末時点耐震化率水道管 86.5% 	・南蒲生浄化センター新水処理施設半系 列運転開始(11月) 〇年度末時点耐震化率 水道管 86.6%	・南蒲生浄化センター新水処理施設全系 列運転開始(4月)
ガス管 84.2% 下水道管 31.9%	ガス管 84.6% 下水道管 33.8%	ガス管 84.9% 下水道管 35.2%	
・下水熱利用システム共同研究開始(5月) ・有機薄膜太陽電池の実証化の推進に関する覚書締結(6月) ・エコモデルタウンプロジェクト(荒井東地区)事業者選定(7月)	・エコモデルタウンプロジェクト 田子 西地区、荒井東地区(第1期)におい てエネルギーマネジメントシステムの 運用開始(4月)	 ・エコモデルタウンプロジェクト 荒井 東地区(第2期)においてエネルギー マネジメントシステムの運用開始(4月) ・仙台市創エネルギー導入促進助成制度 創設(11月) 	
〇累計 17 カ所	〇累計 92 カ所	〇累計 194 カ所	
		・市内7か所でモニタリングポストの運用を開始(4月)	
・仙台市業務継続計画 (BCP) 【地震・津 波災害対策編】策定(3月) ・仙台市公共施設総合マネジメントブラ ン策定(3月)	・新市立病院開院(11月)		·仙台市耐震改修促進計画策定(H28 ~ H32)(4 月)
	・国連防災世界会議で「市民協働と防災」 と「女性と防災」の各テーマ館を運営 (3月)	・東北大学が災害科学国際研究所内に 「災害統計グローバルセンター」を設 置(4月) ・協働によるまちづくりの推進に関する 条例施行(7月) ・協働によるまちづくりの推進のための 基本方針策定(1月)	
・杜の都ハーフ開催 (5月) ・第5回仙台国際音楽コンクール開催 (5・6月) ・せんくら 2013 開催 (10月) ・楽天イーグルス日本一・優勝バレード (11月) ・ソチ五輪フィギュアスケートで羽生結 弦選手金メダル (2月) ・東音会メダル (2月) ・東復興 10年特別展「法隆寺一祈りとか たち」開催 (3・4月)	・羽生結弦選手「金メダルおめでとう」 バレード(4月) ・東日本大震災復興支援特別展「サントリー美術館 おもしろびじゆつワン ダーランド in 東北」開催(4~6月) ・杜の都ハーフ開催(5月) ・東日本大震災復興祈念特別展「奈良・ 国宝 室生寺の仏たち」開催(7・8月) ・せんくら 2014 開催(10月)	・東日本大震災復興祈念特別展「国宝 吉祥天女が舞い降りた!」開催(4~6 月) ・杜の都ハーフ開催(5月) ・せんくら2015開催(10月)	・杜の都ハーフ開催(5月) ・第6回仙台国際音楽コンクール開催 (5・6月) ・せんくら 2016 開催(9・10月)

区分 [発災前]	平成23年3月	平成 23 年度	平成 24 年度
新しいまちづくり (観光・交流促進など) → 19章		・国連防災世界会議の誘致表明(5月) ・東北六魂祭開催(7月) ・仙台なびっく開設(8月)	・仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン開始(4月)・東北ろっけんパーク開設(5月)・世界防災閣僚会議 in 東北(7月)・国際通貨基金(IMF)・世界銀行年次総会特別イベント(10月)
蒲生北部被災市街地復 興土地区画整理事業 → 19 章 6 節			・区画整理事業の方針決定(7月) ・蒲生北部地区再整備に関する説明会(7月) ・蒲生北部被災市街地復興推進地域の都市計画決定(11月) ・蒲生北部地区土地区画整理事業に関する説明会(12月) ・蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定(3月)
学校と防災教育 → 20 章 [・市立小・中学校耐震化率] 99.6%	・心のケア緊急支援チームを学校 へ派遣(3/19 ~)	・学校再開(4月) ・児童生徒による故郷復興プロジェクト開始(5月) ・故郷復興サミット開催(7月) ・新たな学校防災教育の指針決定(3月) 〇市立小・中学校の全校耐震化完了	・市内小中学校 18 校を防災教育モデル校に指定 (4月) ・故郷復興サミット開催(7月) ・学校防災教育フォーラム開催(11月) ・新防災教育副読本発行(3月)
震災の記憶の継承 → 21 章		せんだいメディアテークに「3がつ11にちをわすれないためにセンター」開設(5月) 市民図書館に「3.11 震災文庫」設置(6月) 東日本大震災仙台市慰霊祭(7月) 東日本大震災仙台市追悼式(3月)	・東日本大震災仙台市追悼式(3月)・「ともに、前へ 仙台」シンボルマーク決定(3月)
経験と教訓の発信 → 22章		・「東日本大震災1年の記録 ともに、前へ 仙台」 発行(3月)	・国連世界防災キャンペーン「ロール・モデル都市」 に認定(10月) ・「東日本大震災 仙台市 震災記録誌-発災から 1 年間の活動記録-」発行(3月)

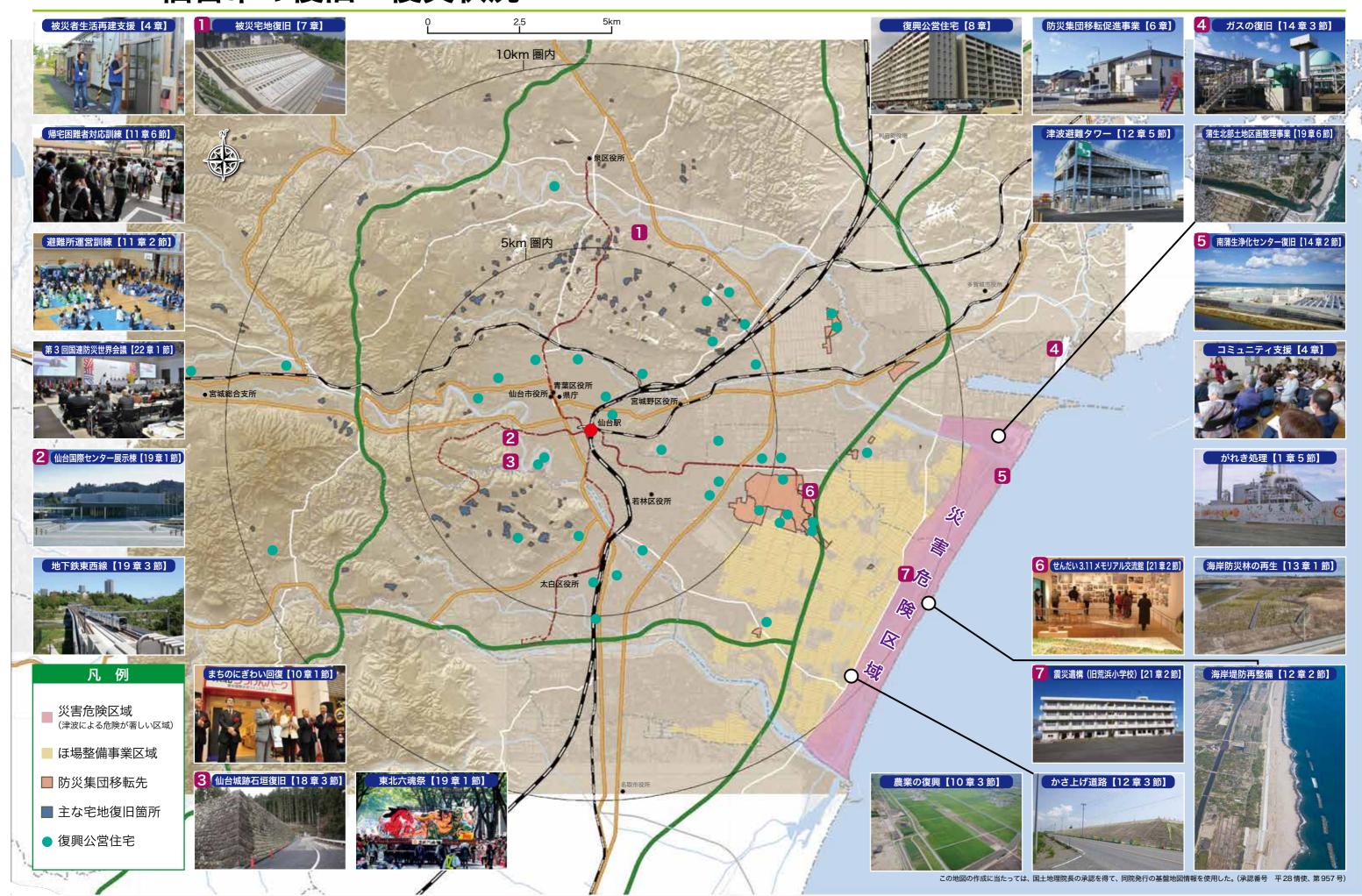
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
・仙台・宮城デスティネーションキャンベーン開始(4月) ・市民参加型の「地下鉄東西線 WE ブロジェクト」立ち上げ(3月)	 ・仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン2014 開始(4月) ・国際センター展示棟完成(12月) ・第3回国連防災世界会議(3月) 	・(公財) 仙台観光国際協会発足(4月)・観光庁「グローバル MICE 強化都市」に選定(6月)・仙台うみの杜水族館開館(7月)・仙台・宮城【伊達な旅】夏キャンペーン2015開始(7月)・国家戦略特区に指定(8月)・せんだいリノベーションまちづくり計画検討委員会開催(9月~1月)・地下鉄東西線開業(12月)・東部沿岸地域の「集団移転跡地利活用の考え方」公表(2月)	・集団移転跡地利活用アイデア募集開始 (4月) ・G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議 (5月) ・せんだい都市戦略会議開催(6月~) ・集団移転跡地利活用市民フォーラム開催(11月) ・集団移転跡地利活用方針策定(3月予定) ・東北絆まつり開催(H29年6月) ・世界防災フォーラム/防災ダボス会議 @仙台(29年度より隔年開催予定) ・集団移転跡地利活用事業者の公募、決定、土地利用開始(H29年度以降) ・第17回世界地震工学会開催(H32年)
・土地区画整理事業の都市計画変更(2月)	・事業計画決定(4月)	・土地区画整理事業の都市計画変更(4月) ・事業計画変更の決定(7月) ・造成着手(8月) ・仮換地指定(8月~)	・市有地利活用事業者の公募開始(2月) ・造成工事完了(H31年度予定) ・換地処分完了(H32年度予定)
・中野小学校で校舎とのお別れ会開催 (4月) ・故郷復興サミット開催(7月) ・復興ソング発表(7月)	・故郷復興サミット開催 (7月) ・子ども体験ブラザ開所 (8月) ・津波被災3校を除く全校の復旧 (修繕、 改築等)完了 (26年度)	· 中野小学校閉校(3月) · 荒浜小学校閉校(3月)	 ・荒浜小学校と七郷小学校の統合(4月) ・東六郷小学校閉校(H29年3月予定) ・東六郷小学校と六郷小学校の統合(H29年4月予定)
・仙台市震災復興メモリアル等検討委員 会設置 (7月) ・東日本大震災仙台市追悼式 (3月)	・仙台市震災復興メモリアル等検討委員 会報告書提出(12月) ・東日本大震災仙台市追悼式(3月) ・旧荒浜小学校の遺構保存を決定(3月)	 ・新浜モニュメント完成(5月) ・せんだい3.11メモリアル交流館全館オープン(2月) ・南蒲生モニュメント完成(3月) ・東日本大震災仙台市追悼式(3月) 	・中野モニュメント完成(8月) ・東日本大震災仙台市追悼式(3月) ・旧荒浜小学校遺構保存工事完成(3月 予定) ・荒浜モニュメント完成(3月予定) ・藤塚モニュメント完成(3月予定) ・旧荒浜小学校遺構一般公開(H29年度 予定) ・東六郷地区モニュメント(平成30年度 以降)
	・第3回国連防災世界会議(3月)	・仙台防災未来フォーラム 2016(3月)	・仙台防災未来フォーラム 2017 (3 月 予定) ・世界防災フォーラム / 防災ダボス会議 @仙台 (29 年度より隔年) ・仙台防災未来フォーラムを継続開催

仙台市の被害状況 地 図 鉄道や主な道路は平成27年度末時点 2.5 10 ガス局港工場【14章3節】 2 宅地被害(南光台地区)【7章】 仙台塩釜港 10km 圏内 8 中野小学校【20章5節】 ガソリンを求める車列 泉区役所 2 7 南蒲生浄化センター【14章2節】 青葉区役所 仙台市役所 →県庁 ●宮城総合支所 8 3 がれき【1 章 5 節】 若林区役所 津波被害 (荒浜地区) 6 太白区役所 3 仙台城跡の石垣【18章3節】 4 せんだいメディアテーク [16章2節、18章2節] 5 プレハブ仮設住宅【3章】 農地の被害【10章3節】 津波浸水区域 (本市による被災直後の独自調査によるもの) ■ 主な宅地被災箇所

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平28情使、第957号)

● プレハブ仮設住宅

仙台市の復旧・復興状況



東部地域の主な復旧・復興関係事業一覧図

